

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行規則 の一部改正について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において、海上物流の基盤強化を図るため、港湾における物流拠点施設の整備、港湾の建設及び管理の適確化並びに構造改革特別区域における特例措置の全国展開による港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営主体の株式会社化による管理運営の効率化、水先制度の充実・強化、海運の効率化に資する高度船舶技術の実用化支援等の措置を講ずる「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

今般、改正法の施行に伴い、及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号。以下「法」という。）の規定に基づき、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行規則（昭和56年運輸省令第51号）について、所要の改正を予定しています。

2. 概要

- ・ 題名を「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則」に変更する予定です。
- ・ 外貿埠頭公団の解散及び権利義務の承継に係る規定が削除されることに伴い、承継計画書等の規定（第1条から第1条の3まで）を削る予定です。【改正前の法第2条関係】
- ・ 特定外貿埠頭の管理運営主体が財団法人から株式会社に変更されることに伴い、指定申請時の申請書記載事項や添付書類等について見直す予定です。【法第3条関係】
- ・ 岸壁等の貸付けに係る規制が廃止されることに伴い、貸付料の届出や額の算定基準の規定（第4条及び第5条）を削る予定です。【改正前の法第4条関係】
- ・ 整備計画の認可制が廃止されることに伴い、認可申請手続の規定（第6条）を削る予定です。【改正前の法第5条関係】
- ・ 外貿埠頭の建設等に要する資金の無利子貸付けについて、所要の規定を整備する予定です。【法第6条関係】
- ・ 重要な財産の処分の認可について、その認可対象を港湾施設であってその帳簿価額が1億円以上のものに変更する予定です。【法第9条関係】
- ・ 指定会社の定款の変更等の認可に係る規定が整備されたことに伴い、認可申請時の申請事項等を規定する予定です。【法第10条関係】
- ・ 改正法施行時に存する指定法人については、改正法附則第4条第4項の規定により解散するまでの間、改正前の規定がなお効力を有する旨の経過措置を規定する予定です。
- ・ その他法改正に伴う所要の改正を行う予定です。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成18年9月上旬
施	行	平成18年10月1日（改正法施行日）